

(平成24年3月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 3 件 |
| 厚生年金関係 | 3 件 |

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成14年5月1日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を18万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年5月1日から同年10月1日まで
② 平成14年10月1日から16年4月1日まで

申立期間①の標準報酬月額は、当時の給与支給額に比べて低すぎると思うので標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、申立期間②は、同じ会社にずっと勤務していたのに厚生年金保険ではなく国民年金の記録になっていることはおかしいので、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によれば、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成14年5月から同年9月までは18万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年10月1日より後の同年10月7日付けで、同年5月に遡って12万6,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、事業所が保管する源泉徴収簿に記載されている社会保険料額から、当初記録されていた標準報酬月額である18万円に見合う厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間①において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た18万円に訂正することが必要と認められる。

2 申立期間②については、労働者名簿の記録及び事業主の証言から、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかし、事業主は、「平成14年10月1日から16年4月1日までの期間、会社の経営状況が悪化し社会保険料を支払い続けることができなくなったので、社会保険の適用をやめる手続きをした。その件については従業員に説明し、任意継続の保険料と国民年金保険料を給与から控除することも併せて説明した。」と回答しており、複数の従業員は、「会社から健康保険は任意継続に、厚生年金保険は国民年金に変更する説明を受けたので、給与から控除されていたのは国民年金保険料だと分かっていた。」と証言している。

また、オンライン記録から、申立人が申立期間②において任意継続被保険者であったことが確認でき、事業所が保管する源泉徴収簿に記載された社会保険料額から、申立人の給与から控除されていた保険料は、当該期間当時の国民年金保険料と同額であると考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年6月14日から14年10月1日まで
申立期間の標準報酬月額は、当時の給与支給額に比べて低すぎると思うので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の記録については、同社が申立人の資格取得届を提出した当初、24万円と記録されていたが、平成13年10月29日付けで、同年6月に遡って20万円に減額訂正されていることが確認できる上、当初（同年9月12日付け）、24万円と記録された13年度の算定基礎届における標準報酬月額についても20万円に訂正されていることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成13年10月から14年9月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、当初、20万円と記録されていたものが、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年10月1日より後の同年10月7日付けで、申立人を含む46人の標準報酬月額の記録が遡って減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、上記13年6月から同年9月までを含む同年6月から14年9月までについて15万円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、平成13年10月29日付けの処理について、申立人と同じ日付で、同様に標準報酬月額が遡って訂正されている者が申立人を含め33人確認できる上、当時の同僚は、「会社の経営状態が悪く、13年10月支払いの給与が1か月遅れて支給され、それからしばらくの間は正規の支給日に給与は支払われていなかった。」と証言しており、代表取締役も、当時社会保険料の支

払いに苦慮していたことを認めている。

これらを総合的に判断すると、平成13年10月29日付け及び14年10月7日付けで行われた遡及訂正処理及び13年度の定時決定については事実を即したものと考えるが、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た24万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の準報酬月額の記録を、平成12年10月から13年9月までは41万円、同年10月から14年9月までは30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月1日から14年10月1日まで
申立期間の標準報酬月額は、当時の給与支給額に比べて低すぎると思うので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の記録について、申立期間のうち、平成13年1月から同年9月までは、当初、41万円と記録されていたが、同年10月29日付けで、同年1月に遡って26万円に減額訂正されていることが確認できる上、当初（同年9月12日付け）、30万円と記録された13年度の算定基礎届における標準報酬月額についても26万円に訂正されていることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成12年10月から同年12月までの期間及び13年10月から14年9月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、当初、12年10月から同年12月までは41万円、13年10月から14年9月までは26万円とそれぞれ記録されていたものが、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年10月1日より後の同年10月7日付けで、申立人を含む46人の標準報酬月額の記録が遡って減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、上記13年1月から同年9月までを含む12年10月から14年9月までについて15万円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、平成13年10月29日付けの処理について、申立人と同じ日付で、同様に標準報酬月額が遡って訂正されている者が申立人を含め33人確認でき

る上、当時の同僚は、「会社の経営状態が悪く、13年10月支払いの給与が1か月遅れて支給され、それからしばらくの間は正規の支給日に給与は支払われていなかった。」と証言しており、代表取締役も、当時社会保険料の支払いに苦慮していたことを認めている。

これらを総合的に判断すると、平成13年10月29日付け及び14年10月7日付けで行われた遡及訂正処理及び13年度の定時決定については事実を即したものと考えることは難しく、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、12年10月から13年9月までは41万円、同年10月から14年9月までは30万円に訂正することが必要である。